第三十八条の四十二第五項を削る。

第三十八条の四十三第二項中「及び第四項第二号」を削り、同条第三項中「我が国以外の国又は地域」を「国等（法第八十二条の三第六項（国際最低課税額）に規定する国等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、第八十二条の二第二項各号」を「第八十二条の三第二項各号」に改め、「（国際最低課税額）」を削り、「当該国又は地域」を「当該国等」に改め、同条第四項中「我が国以外の国又は地域」を「国等」に、「第八十二条の二第二項第一号」を「第八十二条の三第二項第一号」に改め、同項第一号中「場合」の下に「（当該所在地国を所在地国とする他の構成会社等がある場合には、当該導管会社等に代えて、当該他の構成会社等に対して当該導管会社等に係る自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合を除く。）」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、特定多国籍企業グループ等の対象会計年度が、法第八十二条の十一第三項各号（国際最低課税残余額）に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める対象会計年度開始の日以後五年以内に開始し、かつ、同項に規定する政令で定める対象会計年度に該当する場合に、当該自国内最低課税額に係る税の額を零とする規定（法第八十二条の十九第十四項（国内最低課税額）の規定又は我が国以外の国若しくは地域の自国内最低課税額に係る税に関する法令におけるこれに相当する規定を除く。）の適用により当該構成会社等に係る当該自国内最低課税額に係る税の額が零となる場合

三　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該構成会社等（各種投資会社等に限る。以下この号において同じ。）に対して当該自国内最低課税額に係る税を課さないこととされている場合（当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地国を所在地国とする他の構成会社等がある場合には、当該構成会社等に代えて、当該他の構成会社等に対して当該構成会社等に係る当該自国内最低課税額に係る税を課することとされ、かつ、当該他の構成会社等がない場合には、当該構成会社等に対して当該自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合を除く。）

第三十八条の四十三第四項に次の一号を加える。

四　当該自国内最低課税額に係る税に関する法令において、当該特定多国籍企業グループ等に属する当該所在地国を所在地国とする構成会社等又は当該特定多国籍企業グループ等に係る当該所在地国を所在地国とする共同支配会社等のうち当該所在地国の法令における資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第二項（定義）に規定する資産の流動化又はこれに類する行為を行うもの（以下この号において「特定目的会社等」という。）に対して当該自国内最低課税額に係る税を課さないこととされている場合（他の会社等（当該所在地国を所在地国とする他の構成会社等又は当該特定目的会社等に係る他の共同支配会社等をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、当該特定目的会社等に対して当該自国内最低課税額に係る税を課することとされ、かつ、当該他の会社等がない場合には、当該特定目的会社等に対して当該自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合を除く。）

第三十八条の四十四第一項中「以下この条」を「第三項第一号」に改め、同条第二項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第八十二条の二第八項」を「第八十二条の三第八項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第八十二条の二第八項第一号イ」を「第八十二条の三第八項第一号イ」に改め、同項を同条第五項とする。

第三十八条の四十五第一項中「第八十二条の二第四項（に」を「第八十二条の二第二項第一号」を「第八十二条の三第二項第一号」に、「第八十二条の二第四項第一号」を「第八十二条の三第四項第一号」に、「同項第三号」を「同項第二号中「第八十二条の十九第十四項」とあるのは「第八十二条の十九第十五項」と、「の規定」とあるのは「において準用する同条第十四項の規定」と、同項第三号」に、「他の構成会社等（各種投資会社等を除く」を「構成会社等（各種投資会社等に限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「共同支配会社等」と、「他の構成会社等がある」に改め、「（各種投資会社等を除く。）」を削り、「含む」の下に「。以下この号において同じ。）がある」を加え、「構成会社等（各種投資会社等に限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「共同支配会社等」と、「他の」を「当該」に、「構成会社等に」と、「構成会社等の」とあるのは「共同支配会社等の」を「当該共同支配会社等に」と、「当該他の」とあるのは「当該」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第二款　申告

第三十八条の四十七中「この条」を「この項」に改め、同条第三号中「の連結等財務諸表」を「に掲げるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人が提出した当該対象会計年度に係る法第八十二条の二十二第一項（国内最低課税額に係る確定申告）の規定による申告書に前項第一号又は第三号から第五号までに掲げる書類の添付があつた場合には、当該内国法人が提出した当該対象会計年度に係る法第八十二条の六第一項の規定による申告書に当該書類（その添付があつたものに限る。）の添付があつたものとみなす。

第二編第二章に次の二節を加える。

第三節　各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税

第一款　国際最低課税残余額

第三十八条の五十　令第百五十五条の五十九第一項第一号（国際最低課税残余額）に規定する財務省令で定めるところにより計算した数は、法第八十二条第十三号イ又はハ（定義）に掲げる構成会社等の各対象会計年度に係る従業員等（法第八十二条の十一第一項（国際最低課税残余額）に規定する従業員等をいう。以下この項において同じ。）の数として勤務時間その他の事情を勘案して合理的な方法により計算した数（恒久的施設等を有する当該構成会社等及び当該恒久的施設等の従業員等の数を計算する場合にあつては、当該計算した数を当該構成会社等の第一号に掲げる金額及び当該恒久的施設等（当該構成会社等の恒久的施設等が二以上ある場合には、当該二以上の恒久的施設等ごと）の第二号に掲げる金額に応じて按分して得た数）とする。

一　当該恒久的施設等を有する構成会社等の当該対象会計年度に係る特定計算書類（当該対象会計年度に係る連結等財務諸表又はその作成の基礎となる最終親会社等財務会計基準（令第百五十五条の十六第二項（当期純損益金額）の規定の適用がある場合には、代用財務会計基準）に従つて作成された当該構成会社等の当該対象会計年度に係る個別財務諸表をいう。第三項において同じ。）に記載された当該構成会社等の特定費用（令第百五十五条の三十八第一項第一号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に規定する特定費用をいう。次号において同じ。）の額から同号に掲げる金額（当該構成会社等の恒久的施設等が二以上ある場合には、当該二以上の恒久的施設等の同号に掲げる金額の合計額）を控除した残額